

【57】 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書

企業の経営者・担当者みなさま、新型コロナワクチン接種後の海外渡航について、できるだけスムーズにできるよう、最新の情報を集めましょう。

1. 課題の背景：

新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたら、出張等の海外渡航の再開を検討する企業も多いと考えられます。ワクチン接種済の人は、日本を含む各国で、出入国手続きの一部が免除または緩和されることがあります。今回は海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書、いわゆる「ワクチンパスポート」について、10月22日時点で入手可能な情報に基づき紹介します。

2. 企業でできる対策：

- 渡航予定の国・地域における入国制限措置を確認する。
- 接種証明書の申請は接種券を発行した市町村に書面で行う。
- 日本への帰国時の手続きを確認する。

図1 接種証明書が使用可能な国・地域（外務省、10月15日現在）

【アジア】

インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、香港、マレーシア、モルディブ

*韓国：隔離免除書発行に必要な書類のうちのひとつとして認められる

【大洋州】

サモア、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル諸島

【北米】

カナダ、米国（グアムのみ）

【中南米】

エクアドル、エルサルバドル、コスタリカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、

パラグアイ、ベリーズ、ホンジュラス

【欧州】

アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、コソボ、

ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、デンマーク、ドイツ、パチカン、フランス、

ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア

ア

【中東】

オマーン、チュニジア、トルコ

【アフリカ】

アンゴラ、ガボン

2-1. 渡航予定の国・地域における入国制限措置

世界のほぼすべての国・地域でコロナ禍の前より大幅に厳しい入国制限措置が続いており、具体的な内容は流行やワクチン普及などの状況に応じて時々刻々と変化しています。日本から他国への渡航の場合、最新の情報は相手国の大使館に問い合わせるのが最も確実です。より手軽に、インターネットを通じて日本語で読める情報源としては、外務省の海外安全ホームページに各国の情報を集約したページと接種証明書が使用可能な国・地域一覧があり、随時更新されています。(関連情報リンク 1) と 2)、図 1 参照)

2-2. 接種証明書の申請

厚生労働省によると、接種証明書の交付は、当分の間は書面のみですが、国際的な公開規格を用いた電子化の準備も進めているとのこと。

現時点で、対象者には 2 つの条件があります。(関連情報リンク 3)、図 2 参照) 職域接種を含め、接種会場がどこであっても、市町村が発行した接種券を用いて接種を受けた人は「予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた」こととなります。申請手続きも接種券を発行した市町村で行います。もうひとつの条件については、具体的な渡航予定がある人に限ることで、手続きの混雑を避ける狙いが考えられます。

図 2 接種証明書の対象者 (厚生労働省、10 月 22 日現在)

- (1) 予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種 (医療従事者等の先行・優先接種、職域接種、通常接種 (市町村の発行した接種券を使用しての接種) 等) を受けたこと。
- (2) 我が国から海外へ渡航する際や日本への入国、帰国の際に、接種証明書を必要とすること。

2-3. 日本への帰国時の手続き

日本人の帰国時を含む日本入国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出すると、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間の待機や、入国後 14 日間の待機期間の一部が短縮されることがあります。ただし、10 月 22 日現在、出発地により対象外になるほか、14 日間の待機期間の一部短縮には、自費で受けた PCR 検査等の結果提出も必要とされています。(関連情報リンク 4) と 5) 参照)

3. 関連情報リンク：

- 1) 外務省 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する
各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置(10月22日現在)
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- 2) 外務省 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧
(10月15日現在)
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>
- 3) 厚生労働省 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html
- 4) 外務省 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置
(ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html
- 5) 厚生労働省 ワクチン接種証明書の「写し」の提出について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

文責：田原 裕之（産業医科大学 産業精神保健学）

※本文章は、産業医有志グループ（今井・櫻木・田原・守田・五十嵐）で作成しました。和田耕治先生（国際医療福祉大学・公衆衛生学教授）のサポートも受けております。

※今後も経営者・総務担当者向けに必要な感染拡大防止策情報を随時配信させていただきます。本情報は著作権フリーですので、ぜひお知り合いの経営者に拡散をお願いします。

※本内容に関するご意見・ご要望は、covid-19@ohsupports.com までお寄せください。

※これまでに配信しましたバックナンバーは、<http://www.oh-supports.com/corona.html> をご参照ください。

※動画配信も始めました。下記サイトをご参照ください。

<https://www.youtube.com/channel/UC4lRnKfYPC6cT1Jvom5VbA>